

議員提出第4号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成23年3月15日

提出者

足立区議会議員	鈴木	進
同	藤沼	壮次
同	うすい	浩一
同	しのはら	守宏
同	加藤	和明
同	鴨下	稔
同	秋山	ひでとし
同	たきがみ	明
同	渕上	隆
同	鈴木	けんいち
同	ぬかが	和子
同	たがた	直昭
同	米山	やすし

足立区議会議長 古性重則 様

(提案理由)

足立区組織条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和 3 1 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「区民部」の次に「及び地域のちから推進部」を加え、同項第 4 号中「、子ども家庭部」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に区民委員会の委員であるものは改正後の区民委員会の委員に、現に厚生委員会の委員であるものは改正後の厚生委員会の委員になるものとし、それぞれの委員会の委員の任期は、改正前のそれぞれの委員会の委員の残任期間とする。